

義務教育学校の通学について

教育環境部会は、美保中学校区義務教育学校の開校に当たり、義務教育学校の施設、設備等の教育環境に関する事項について、専門的な調査・検討を行う部会である。

令和7年度からは、主に義務教育学校の通学に関する事項について調査・検討を行う。内容は以下に示すとおりである。

1 美保中学校区義務教育学校の通学に係る調査・検討事項

- (1) 通学手段について（徒歩、自転車及びバス通学等）
- (2) バス通学について（対象者及びバス乗降場所等）
- (3) 通学路について（徒歩通学路等）
- (4) 安全対策について（安全面に関する事項）

赤字・・・今回の教育環境部会で調査・検討する事項

2 参考資料

- (1) 美保中学校区義務教育学校における通学に関する調査・検討の基礎資料
…15ページ
- (2) 美保中学校区義務教育学校の通学に係るアンケート（結果概要）
（令和7年9月実施）…20ページ
- (3) 令和6年度教育環境部会でいただいたご意見（通学について）…22ページ

3 美保中学校区義務教育学校の通学に係る全体スケジュール…23ページ

4 協議

通学手段について…24ページ

5 意見交換

バス通学の対象者について…24ページ

美保中学校区義務教育学校における通学に関する調査・検討の基礎資料

美保中学校区義務教育学校の開校に伴い、新たに通学手段、通学路等についての通学に関する事項について、以下のとおり検討する。

1 通学に関する前提条件

【文部科学省】

(前略) 徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。

(中略)

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」より

【米子市】

(前略) 国の示す基準は、「小学校にあつては、おおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内」とされ、本市の小・中学校も一部を除き、この基準を満たしており、一部区域の遠距離からの通学に対しては、巡回バスや定期バスを利用し、その交通費について支援しています。

今後、統合等により校区を考えるにあたっては、国の示す基準を目安として、児童生徒の学校生活における様々な活動に影響を与えないように、距離だけではなく、交通の便や、通学の安全性等を十分に考慮し、地理的な条件などへの配慮が必要であると共に通学距離が遠距離になるときは、通学手段などの支援策の検討が必要です。

(中略)

学校区の拡大等に伴い、通学距離が遠距離となる場合は、今までどおり、通学の安全の確保の観点から公共交通機関やスクールバス等、通学手段の確保や通学支援策の検討が必要です。

「米子市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に係る基本方針」より

2 米子市内の通学等に関する現状

学校からの直線距離は、小学校では、淀江小学校区を除き、概ね半径4 km以内、中学校においては概ね半径5 km以内に位置している。通学としては、小学生は淀江小学校区の一部の地域を除き、徒歩通学となっている。中学生は徒歩又は自転車通学となっている。

【米子市内各小学校区における最も遠い通学の距離一覧表】

区分	小学校数
1 km以上 2 km未満	13校
2 km以上 3 km未満	6校
3 km以上 4 km未満	2校
4 km以上	2校（淀江小は路線バス利用）

上記の一覧表を「米子市内各小学校区別の通学範囲の状況」(別紙1)に示している。

3 美保中学校区義務教育学校における通学支援

美保中学校区義務教育学校においては、上記1の前提に基づくとともに、以下の事項を検討する。

- ・統廃合に伴い通学距離が遠距離になることから、よねぎーバスを活用した通学バスの運行について検討する。

4 通学等に関する美保中学校区の現状及び美保中学校区義務教育学校での見通し

義務教育学校の開校に伴い最長通学距離が長くなることを示している。美保中学校区の小・中学校の通学等に関する現状と現時点での開校目標としている令和13年度の見通しは、以下のとおりである。

(1) 美保中学校区の通学等に関する現状

	美保中学校	大篠津小学校	和田小学校	崎津小学校
児童生徒数	157人	98人	85人	131人
通学手段	自転車・徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
登校班	無	有	無	無
最長通学距離 (実測)	約4.5km	約1.2km	約1.2km	約2.6km

(2) 令和13年4月時点の美保中学校区義務教育学校の通学等に関する見通し

児童生徒数 (推定数)	374人			
最長通学距離 (実測)	約2.8km	約2.7km	約2.3km	約2.8km

児童生徒数、最長通学距離は、令和7年5月1日現在のものである。

美保中学校区義務教育学校の通学範囲(別紙2)

美保中学校区義務教育学校を基点として直線距離を表している。

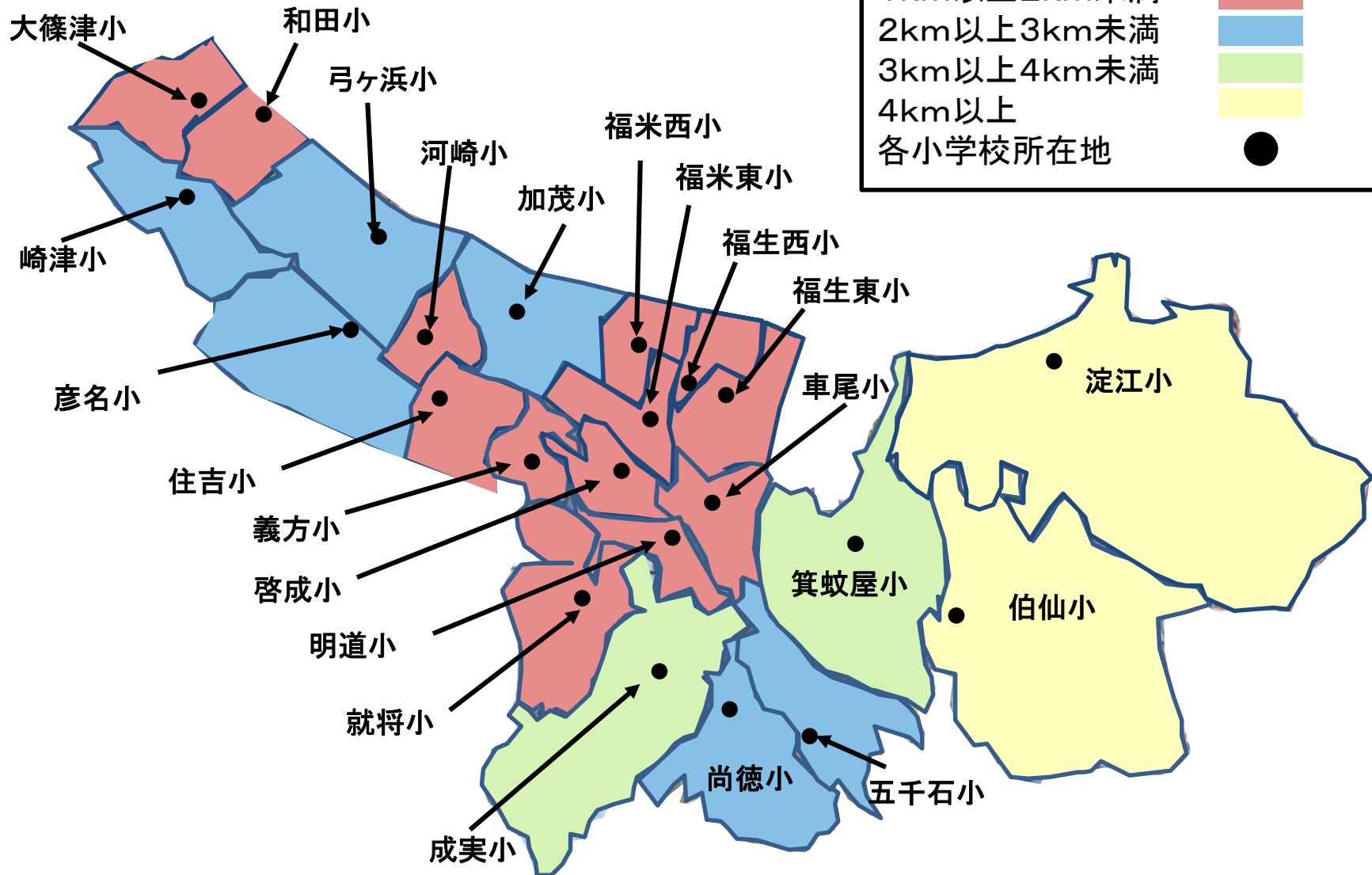
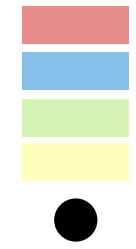
5 鳥取県内の自治体におけるバス通学の対象条件

鳥取県内の自治体は以下のとおり通学距離で通学バス対象者を決定しているところが多い。

各自治体	対象学年	通学距離	備考
鳥取市	1～6年生	3 km以上（直線）	
岩美町	1～6年生	概ね2 km以上（直線）	・岩美西小は令和6年度より1.5 km以上の児童に対して夏季限定（6月～9月中旬）でバスを運行
八頭町	1～6年生	2 km以上（実測）	
若桜町	1～6年生	概ね2 km以上（直線）	・行政区ごとに区切っている。
智頭町	1～6年生	2 km以上（実測）	
倉吉市	1～6年生	4 km以上（実測）	
琴浦町	1～6年生	概ね3 km以上（実測）	
北栄町	備考に記載	2.0～2.9 km（実測）	・1～2年生はバス ・3～6年生は徒歩。冬季はバス
	1～6年生	3 km以上（実測）	・行政区ごとに設定 ・距離計測の基準地点はバス停
湯梨浜町	1～6年生	2 km以上（直線）	
三朝町	1～6年生	2 km以上（直線）	・行政区ごとに設定 ・行政区ごとの距離は町長部局が定める。
境港市	1年生	概ね2.0～2.5 km以上	・中浜小校区（三軒屋、夕日ヶ丘、中海干拓地） 冬季のみ運行
南部町	1～6年生	3 km以上（実測又は直線）	・集落ごとで区切っている。
伯耆町	1～6年生	2 km以上（実測又は直線）	
大山町	1～6年生	2 km以上	
日南町	1～6年生	2 km以上（直線）	
日野町	1～6年生	2 km以上（直線）	・学校までの通学路が国道のみのため、安全面から2 km以内でもバス通学を許可
江府町	1～6年生	集落ごとで距離を設定	

米子市内各小学校区別の通学範囲の状況

【凡例】
 (各小学校区の最も遠い地点から
 各小学校までの距離)
 1km以上2km未満
 2km以上3km未満
 3km以上4km未満
 4km以上
 各小学校所在地



美保中学校区義務教育学校の通学に係るアンケート（結果概要）

義務教育学校の通学に係ることについて、関心の高い事項又は課題と思われる事項について、令和7年度の教育環境部員の皆さんからご意見をいただきました。

1 通学手段について

検討項目	関心の高い事項または課題と思われる事項
通学手段について	<p>家族の方が送迎されていることが多いが、<u>自家用車での送迎について、一定の基準は必要</u>ではないか。急いでいるときは事故も起こりやすい。</p> <p><u>中学生の自転車の通学区域</u>について。</p> <p>遠方から登校する小学生の通学方法として、<u>スクールバスは運用されるのか。</u></p> <p>統合に伴い、通学距離が延び、登校に1時間以上かかることが考えられるため、通学距離延長に伴う<u>路線バス、スクールバスの検討が必要。</u></p> <p>各校区で通学距離が遠距離になる子どもが出てくるため、<u>通学バスの利用が必要</u>になってくるので検討が必要である。</p> <p>特に低学年の児童はかばんも重いため、負担や時間がかかるため<u>遠距離の徒歩通学に対しては通学の支援が必要。</u></p>

2 バス通学について

検討項目	関心の高い事項または課題と思われる事項
バス通学について	<u>送迎バスの優先権</u> は必要ではないか。狭い道路が多いので送迎バスには優先権を持たせたら、待っている児童も安心して待つことができる。

3 通学路について

検討項目	関心の高い事項または課題と思われる事項
徒歩通学路について	示された <u>通学路が妥当なのか。</u>
自転車通学路について	示された <u>通学路が妥当なのか。</u>

4 安全対策について

検討項目	関心の高い事項または課題と思われる事項
徒歩通学・	示された通学路は、徒歩で <u>より安全に通学できるか。</u>

<p>徒歩通学路</p>	<p>県道 178 号線（大篠津停車場線）は、朝夕ともそれなりに交通量が多く、横断する際、<u>交通指導員の配置</u>が必要なのではないかと。</p> <p>バス通学は別として徒歩通学児童に対しての声かけは現在行っていることをさらに発展させ、<u>見守りをより組織化し、児童と大人とのコミュニケーションの場</u>を増やしたらと思う。</p> <p>崎津小学校区の通学路の中には、歩道のないところも多いので、明確な表示をして<u>車との区分</u>をはっきりしておきたい。</p> <p>信号機のない横断歩道が多くあり、通学路として通るとき、<u>各自での安全確認</u>が必要になる。</p> <p>示された通学路の<u>安全確保の整備</u>が妥当なのか。</p> <p>和田小校区の子どもたちは和崎かけはし通りに出てくる道もあるが、中には畑道を通学路して登下校する子どもも出てくると考えられる。そうすると不審者に対する心配がある。そのために<u>街灯の設置</u>が必要になってくる。</p> <p>長距離通学では、これまでよりも交通事故のリスク、暗い時間帯の下校、防犯面での懸念が増すと思うので、<u>登下校時の安全対策の確保</u>が必要である。</p> <p>これまでとは異なる通学路に対して新たな<u>地域ボランティアや防犯カメラ設置など見守り体制</u>を構築して、具体的に<u>どのような安全対策ができるのか</u>考えていくことである。そうすると、結構時間と知恵も必要だと感じている。</p> <p>崎津小学校区の通学路では道が狭く、路線バスが通っているために心配である。体力の低下についての意見も聞くが、安全面を考え、現在、車で送迎をしている。<u>通学路の安全確保が必要</u>である。徒歩通学から学ぶことが多いことも理解はしている。</p> <p>道幅が狭い通学路に歩道がついていない。</p>
<p>自転車通学・自転車通学路</p>	<p>示された通学路が<u>自転車</u>でより安全に通学できるか。</p>
<p>バス通学</p>	<p><u>送迎バスの乗降時の見守り当番</u>は必要になる。</p>

令和6年度教育環境部会でいただいたご意見（通学について）

ご意見と回答（概要）	
1 スケジュールについて	<p>信号や歩道など、通学路の整備の検討時期をもう少し早めた方がいい。</p> <p>通学路の検討と併せて、安全対策についても検討していく計画としています。</p>
2 信号機の設置について	<p>以前から意見として出ているが、和崎かけはし通りから崎津小に向かう市道のところに押しボタン信号を設置してほしい。既存の信号機との距離の関係で難しいとのことだったが、河崎小前は付いている。新しく学校を設置するので可能なのではないかと思うので、このことも検討したい。信号は要望するのが一番良いと聞いた。</p> <p>信号機の設置は、警察庁が定めている「信号機設置の指針」に基づいて行われており、必要条件の一つとして「隣接する信号機との距離が原則として150m以上離れていること」とされています。警察が設置の条件等を総合的に判断し、決定することになります。</p>
3 米川沿いの防犯灯について	<p>米川沿いに防犯灯を付けてほしい。義務教育学校の敷地内には付けてもらえると思っている。この先、米川沿いが通学路になるのではないかと思う。現在も高校生は駅に行くために使っている。これは義務教育学校の事業ではなく、米子市として米川沿いの防犯灯を整備してほしい。</p> <p>義務教育学校敷地内（米川沿い）には照明を設置する予定です。</p> <p>なお、街灯には、2種類あり、道路照明として市が設置・管理している「道路照明灯」と自治会など地元で設置・管理をいただいている「防犯灯」です。道路照明灯は、「道路照明施設設置基準」に基づき設置されます。夜間、車両の交通量が多い交差点などに設置することとしているため、そのような箇所以外の米川沿いについては、設置対象とはなりませんので、自治会の判断で防犯灯の設置を検討していただくこととなります。その際、市では自治会の負担軽減のため、補助金制度を設けています。</p>
4 通学路の整備について	<p>安全な通学路を整備するのに、どのくらい時間がかかるか分からない。1年や2年ではできない。この部会だけで協議していても無理だと思う。提示してもらって、実際に現地を見て、必要な整備を考えて、予算をとってもらわないといけない。</p> <p>部会の回数を重ねていながら協議を進めていきます。</p> <p>通学路の整備に関して、歩行者専用道路や自転車専用道路の整備をしてほしい</p> <p>通学路の安全対策については、今後教育環境部会で検討をしていきます。歩行者専用道路や自転車専用道路の整備については予定していませんが、児童生徒が安全に通学できるよう、総合的に検討を行っていきます。</p>
5 通学路、バス停について	<p>どの道を通ればいいのか、バス停をどこにするか、バス停まではどの道を通るか、集団登校をするのかなど検討することがいっぱいある。令和12年度には完璧にし、シミュレーションも必要。この部会は休む暇はないと思う。</p> <p>通学バス、通学ルートの実験通学の実施も含めたスケジュールを立てて準備を進めているところです。</p>

美保中学校区義務教育学校の通学に係る全体スケジュール

令和13年4月



23

		令和7年度												令和8年度												令和9年度												令和10年度												令和11年度												令和12年度												令和13年度																							
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2																																										
通学手段	通学手段の検討																																																																																																
通学バス	バス通学対象者の検討																																																																																																
	バス乗降場所等の検討																																																																																																
通学路	通学路の検討																																																																																																
安全対策																																																																																																	
通学バス・通学ルート試験通学																																																																																																	

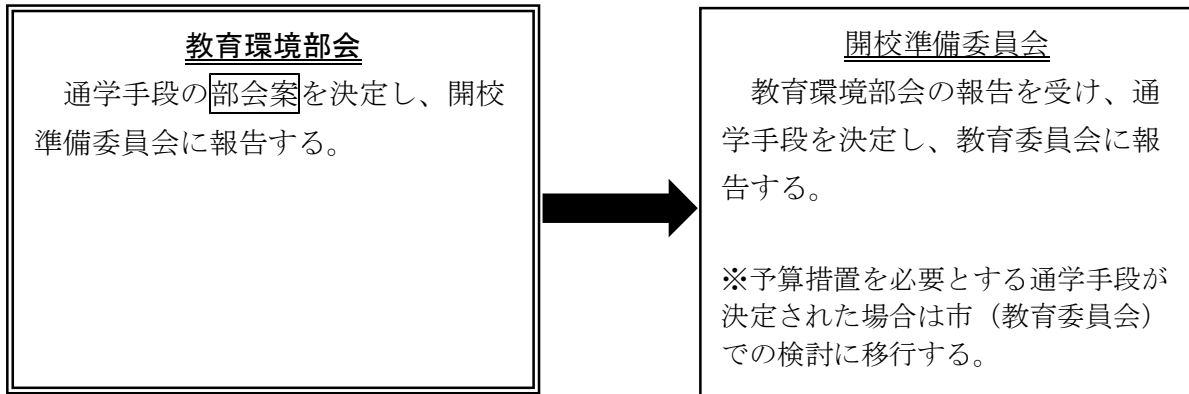
- …教育環境部会での検討(令和7年度)
- …教育環境部会での検討(令和8年度以降)
- …教育環境部会以外(教育委員会等)での検討
- …令和7年度教育環境部会開催時期(予定)

各項目の検討状況に応じて、スケジュールを適宜調整していきます。

第5回教育環境部会 検討のポイント

1 通学手段の検討について

(1) 通学手段決定までの流れ



(2) 基礎資料の整理

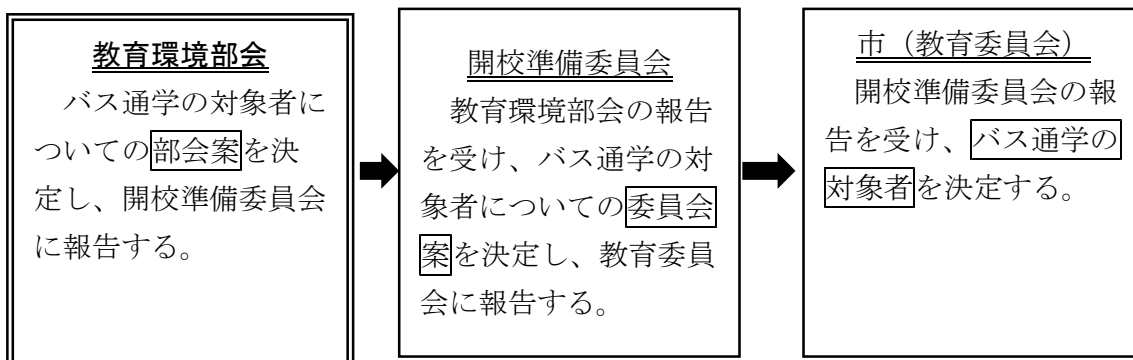
現在の通学手段	小学生：徒歩 中学生：徒歩、自転車（全員対象）
学校統合に伴う校区の変化	小学生：校区が拡大 中学生：校区は同じ
学校統合に伴う通学範囲の変化	小学生：3校区とも最長通学距離が長くなる。 中学生：学校の位置が校区の中心に変わるため、遠距離になる生徒もいるが、最長通学距離は短くなる。

(3) 検討のポイント

- ・現在の通学手段との比較
- ・児童生徒の安全面、体力面、健康面への配慮
- ・通学距離が遠距離になることへの支援策

2 バス通学について

(1) バス通学の対象者決定までの流れ



(2) 検討のポイント

- ・対象児童生徒の範囲（学年等）
- ・対象児童生徒の地理的条件等（通学距離等）